

# MU・関西 ニュース

第108号 2006.03.04-  
『管理職ユニオン・関西』ニュース  
発行MU・関西ニュース編集委員会  
URL : [www.mu-kansai.or.jp](http://www.mu-kansai.or.jp)  
E-mail : [sodan@mu-kansai.or.jp](mailto:sodan@mu-kansai.or.jp)  
URL : [www.mu-keiji.gr.jp](http://www.mu-keiji.gr.jp)  
E-mail : [sodan@mu-keiji.gr.jp](mailto:sodan@mu-keiji.gr.jp)

〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号 第二新興ビル605号 TEL(06)6881-0781FAX(06)6881-0782  
〒600-8148 京滋支部 京都市下京区七条東洞院西北角 ORK ビル5F TEL/FAX (075) 353 - 4334

## 3.18 管理職ユニオン・関西デモ

### スローガンは 「脱・会社人間」

先月号で、ご案内しました、管理職ユニオン・関西初 デモ行進が、正式決定しました。  
初めての試みですが、労働組合の意義を世間の労働者の皆さんに知っていただけるデモしていきたいと思います。多数のご参加をお待ちしています。

日時 3月18日 土曜日

時間 午後2時45分 集合

場所 大阪市北区 扇町公園 催し広場 集合

行進場所 梅田周辺（扇町公園～大阪駅周辺～曽根崎

～御堂筋～土佐堀通～谷町筋～MU・関西）

解散 管理職ユニオン・関西前 その後 当組合にて懇親会

## 月に一度は参加をしよう！！

事務所の運営は組合員全員の手で

私達の活動の基本は、相談者・加入者が闘いを始めた時、その闘いをサポートすることにあります。皆さん、月に一度は組合活動に参加しませんか？有給休暇を取って事務所に来ませんか？

この社会混迷の中で労働相談は後を絶たず、交渉や闘争も増え、事務所業務は増加する一方です。労働相談、団体交渉要員、府労委闘争、裁判傍聴など、組合員の皆さんの応援をよろしくお願いします。

管理職ユニオン・関西の春闘 組合員は何らかの春闘を取り組もう！

## 「春闘」をできない組合員は 3・18デモに集まれ！

日本経営者団体連合会は、昨年12月にまとめた「経営労働政策委員会報告」で「今回の景気回復は、経営者と従業員が一体となって戦ってきた企業の懸命の努力によるものである」と述べている。“ふざけるな”である。リストラ解雇を受けた失業者、ホームレス、降格や減給された労働者、低賃金に抑え続けられている労働者、中小零細企業で働く労働者を踏み台にした結果である。

世間の大企業の企業内組合は、定期昇給（勤続が1年増えるごとに応じて昇給する額、4千とか5千円というもの）を除くベースアップを賃金改善と表現を変えて千～3千円を要求している。

しかし、労組幹部の“闘い”として未組織労働者の底上げをするという意気込みは感じられない。中小零細企業では、収益・業績面から見れば賃上げ条件は厳しい。ましてや格差是正の為の大幅な是正原資の獲得など至難と思われる。個別の闘いでは、現状打破は無理である。

企業内福祉や賞与、退職金制度などの保護すらない、アルバイト・パート、派遣労働者などの時給、賃上げはなおさら困難な条件に置かれている。

残念なことだが、こうした困難な労働者を引き寄せ、組織化する運動や闘いの声はきわめて弱い。

労働者の生活状態は悪化している。民間企業労働者の平均賃金は七年連続で低下している。一握りの大企業はリストラ解雇、系列下請けの合理化、企業間競争・合併、さらには生産拠点の海外移転などを通して膨大な利益をあげてきているが、多くの中小零細企業企業は赤字である。

男性労働者では年収3百万円以下層が、女性労働者では2百万円以下層が拡大している。

日本は先進国中、年間総労働時間最長で年間1975時間である。この上、残業、早出、休日出勤、持ち帰りなどで時間外労働賃金の不払い（サービス残業）が常態化している。

長時間労働、職場環境の変化、成果主義の導入等による健康障害、ストレス病・精神的病の増大、過労死、過労自殺も大きな社会問題化している。私たちも日常活動で実体験している。

こうした情勢の中で、結成以来初めて独自のデモを呼びかけた“こら連”の意気込みに触発され、すべての組合員に、デモへの参加を訴えます。管理職ユニオン・関西の労働者は、“自立・連帯・協働”のユニオン運動の声を街頭でもあげる。3/18（土）午後2時45分、扇町公園に集まってください！

## スローガン

**働くものは会社の言いなりになるな！ 脱会社人間になろう！**

**泣き寝入りせず、ファイティングポーズを取ろう！ 一人でも加入できる労働組合員になろう！**

**賃金や労働条件の不利益変更は、納得できるまで説明をさせ、改善させよう！**

**不安定雇用を拡大し、ピンはね業の合法化をした労働者派遣法を撤廃の運動を始めよう！**

**すべての低賃金労働者層の底上げ・権利擁護をめざす春闘を、何らかの形でたたかおう！**

**最低賃金を時給1200円に！地域別、産業別最低賃金を大幅にアップする闘いを作っていこう！**

**思いやり予算などの軍事費をへらせ！ イラク派兵をやめろ！ すべての軍事基地をなくせ！**

**国会議員の報酬は、労働者の平均賃金にさせよう！**

**金持ちからはしっかり税金を取り、貧乏人からは税金を取るな！**

2月9日～11日開催

# 「なくせサービス残業」ホットライン報告

働いた分は当然、取り返そう！ 証拠に、毎日出退社時間のメモを！

9日朝10時から昼ごろが一番すごかった。4台の電話がふさがって、終わるとすぐ掛かる。相談件数は、9日：36件、10日：15件、11日：11件で、大阪では62件の電話があった。

予想した通り平日の初日(9日)は、本人ではなく父母や、奥さんが多かった。内容的には、法的に残業代の支払逃れ、証拠かくしの“証拠隠滅型”が結構あった。タイムカードを廃止した会社、出退確認はハンコを押すだけ、朝だけタイムカードを押し帰りは押させない、定時に押させてそれから残業せよ(残業代は払わない)、中には、コンピューターで修正というひどいのもあった。

証拠隠滅への対抗手段は、毎日手帳に出退勤時間を記録するようにていねいにアドバイスをした。質問としては、「退職しても残業代は請求できるのですか」も、幾人からあった。これは知らない人もいるので、ここで簡単に触れておきます。退職後も請求権は2年間さかのぼってできます。法的手続きをしなければ、時間の経過とともに経過分だけ消えていきます。そこで、内容証明郵便で請求額を書いて会社に郵送し、郵送日から6ヶ月以内に訴訟を起こせば、郵送日からさかのぼって2年分の請求は確保できます。

先進国中、1番長時間労働の日本、その上、サービス残業がこれまた多い。

## 具体的相談事例

職安を通じて、正社員になることを前提に口頭で雇用(パートタイマー)契約をした。1年たっても正社員にしてくれないし、有給休暇も取れず、残業しても支給されない。

会社の役員が親族の中小企業。27才、男性、勤続4年。タイムカードが無い。終業後も仕事をさせられ、帰宅は午後8時を過ぎる。退職した人の分も出張させられて、休日も取れない。

ファミリーレストランで勤務。タイムカードなし、提示の時点でノートに記入をするようにいわれ、慣習化している。閉店間際に客が入店した場合、仕事を続けるが賃金は支払われない。勤め始めて日が浅いので言いにくい。

中小企業(40人程度)の次長、勤続30年。定年は60才だが、55才時で30%賃下げされた。退職金も支給された。勤務時間の前後、1時間サービス残業をさせられている。

営業、勤続4年。月平均80時間残業をしているが、営業手当6100円のみである。

ガードマン、48才。24時間勤務で8時間の仮眠時間となっている。しかし、仮眠時間中に仕事をさせられている。社内の組合があるが、取り合ってもらえない。

老人ホームでアルバイト、1月末で解雇された。入社時は正社員という事であったが、契約書はアルバイトで2ヶ月更新。解雇予告手当も残業代も支払ってもらっていない。

残業は40時間までしかつかない。タイムカードを押してもコンピューターで修正される。対策としてメモを経ているが、支払させることができるか。

(仲村 実)

組合活動は“やってもらう”“やっであげる”の依存関係ではありません。会社依存から単に組合依存に変わっただけでは解決にはなりません。あなたの“どうしたいのか”について、あなたが“どうするか”を決め、あなたが“主体”とならなければ何も始まりません。私達は、組合員が会社への依存から脱し、自立して生きていくために、本人の主体性に基づいて、組合員が相互協力し問題解決をサポートしています。

あなたの取り組み次第によって、その解決も違ったものになります。より納得できる解決を導くために組合活動や学習会に参加し、様々な問題で闘争している組合員と交流して、自身の問題への取り組み方を考えてみましょう。「組合員の ですよ」とお電話下さい。参考になる交渉などをお知らせします。

# 解決おめでとう

## 争議が終結しました。 ナブコ分会・O

平成 15 年来、ナブコ分会は、ナブテスコとナブコ産業という親子会社が行った偽装請負（違法派遣）に関して、労働争議を継続して参りましたが、今般大阪高裁において、会社側との和解が成立致しましたので、経過を報告させていただきます。ナブコ分会の組合員 2 名は、「ナブコ産業と雇用契約を交わしているのに、その親会社であるナブテスコから常時直接使用される」という就労形態に疑問を抱き、争議を起しましたが、報復的な解雇に至ったため、「ナブテスコと組合員 2 名の間には雇用契約が成立している。解雇以降の賃金もナブテスコが支払うべき」という訴訟を行ってきました。

この結果、平成 17 年の神戸地裁明石支部では、「就労の当初から、原告とナブテスコの間には黙示の雇用契約が成立しており、現時点においても継続している」という判決が下されました。会社側の控訴を受け、高裁、或いは最高裁に場所を移してでも、争いを継続する所存でしたが、大阪高裁から、労使双方に非常に強力な和解提案があり、この度の合意に至った次第です。

本件を担当して頂いた書記長大濱さん、ご支援頂いた組合員の皆さん、本当にありがとうございました。そして、苦しい争議を一緒に戦い抜いてくれたナブコ分会の I さん、心から感謝しています。今後は、微力ながら自身の経験を生かして、不安定な雇用に苦しむ組合員の方々のお役に立てればと願っています。

## 解決しました！ I

平成 16 年 1 月 22 日会社の違法な雇用形態に疑問を抱き、ユニオン関西に加入して、以後、現在の和解に至までの二年と三ヶ月、団体交渉、大阪府労働委員会での裁判、司法での裁判、私にとって全てが初めての経験で緊張と不安の中、無我夢中で戦ってきました。

家庭の主婦と母親という責任も抱えての長い戦いに正直、幾度か挫折しそうになった事もありました。その中で、和解での解決ではありませんが、ここまでこられたのは、一緒に戦って下さった O さん、そして、沢山の事を教えてくださった組合の O さん、大浜さん皆さんの支えがあったからだ感謝しております。

神戸地方裁判所での勝利判決は、今、社会で問題視されている違法派遣、偽装請負を平然と行っている会社に一石を投じる事ができた貴重な判決であるという事です。私達の行動が結果的に社会の役に立ってたことも、嬉しく思いますし、自信につながりました。

この、争議で得た一番のことは、この貴重な出会いだと思いますし、出会いを通じて学んだ沢山のことは、今後の人生で必ずプラスになると確信しています。この争議を行うことにあたって、反対の意見、批判さえもありましたが今言えることは、勇気を持って戦ってきて良かった！ということです。

## 新入組合員学習会

3月25日(土) 14時～16時 管理職ユニオン事務所

管理職ユニオン・関西とは、どのような労働組合なのか？ 組合の活用法、リストラ対応策、団体交渉の進め方、事務所での対応などについて学習します。

悩んでここに駆け込んだのはあなただけではない事を知り、実体験を語り合うことによってストレスを分散し、会社社会とは全く違う集まりを実感します。そして、それぞれが抱える問題を考え、どのように解決していくのか、アドバイスを受けながら客観的に考える機会でもあります。

新入組合員の方は必ず参加して、より早い解決を目指しましょう。  
今まで参加していない組合員の方もぜひ参加してください。

## 甘過ぎた読み。 組合員 S

私は、大阪市内の老舗問屋の営業マンとして勤務しておりましたが、勤続三十年を過ぎた昨年末に、突然解雇を通告されました。その半年程前に、減給、降格、配転のトリプル不当処遇を受けてその時点で、管理職ユニオン関西の賛助会員になっていましたので、急遽正会員に加入し、解雇予告の当日に、職場を早退して、組合に行き、加入通知と団体交渉の申し入れ書を会社宛てに送りました。

団体交渉を迎える前に、出勤を拒否され、迎えた団体交渉でも、全く平行線で、会社側は、重箱の隅を突付くような幼稚な解雇理由を主張するのみで、私の反論には、全く聞く耳を持たない頑な態度に終始していました。

最初から、裁判をしたければすべしという言動でしたので、私も裁判するしかないという思いに駆られました。悲しいかな、裁判中の生活費が心もとなかった。思案の末、和解する方向で、会社の代理人の弁護士と、組合のF執行委員が何度も協議を重ねて頂き、渋る会社から、通常の退職金のほかに和解金を出させることで、二月初めに和解に至りました。

会社は明治時代から続く老舗で、資産もあり、数年前までは高収益をあげていましたので、ここ数年の急激な業績悪化があったとしても、永年勤務した、また過去にかなりの功績を挙げた私を、まさか解雇するとは、想像もしていなかった甘さが、解雇を撤回させることができず、退職という結果になった原因の一端ではなかったかと反省しています。

もっと早く、組合加入の通知を出しておくべきだったと思います。永年の習性で、従順こそがサラリーマンの鉄則であるように思い込んでいました。中小企業の場合、人事はほとんど経営者の思惑で決まっています。私の場合、若い頃一緒に仕事をした同じ年の二代目社長だったので、私の能力や人柄はよく解って貰えていると思い込んでいました。社長になってからの変節を充分理解していませんでした。

東京から単身赴任していた私にとっては異郷の地である大阪で、唯一頼れる存在であったのが管理職ユニオン関西でした。今後機会あるごとに組合の名を広めることで、感謝の気持ちを表したいと考えています。

---

## 神戸の案内 神戸部会学習会・新年交流会を開催！

2月11日(祝)に、はげん・パート関西神戸事務所をお借りして神戸部会学習会・新年会を開催しました。祝日にも拘らず二桁の参加者で、狭い事務所があふれる寸前でした。学習会の内容は4月から始まる「労働審判制度」をテーマにその制度の背景・趣旨・限界、そして有効な活用法で、参加者から質問も飛び交いました。

学習会のあと新年会となり、南京町の焼き豚や老祥記の豚マンをあてに遅めの新春を祝いました。次回は5月20日土曜日に六甲山ハイキングを予定しております。屋外なので人数制限もありませんので神戸の皆さんに限らず幅広い参加をお待ちしています。

## 第37回 労働運動研究会

みなさん、気軽に参加しましょう！ 待ってますよ！

出来ればテキスト第2章、第三章を読んでおいてください。  
どなたでも、いつからでも参加OKです。

日時 3月23日(木) PM7:00~9:00

場所 管理職ユニオン・関西 事務所

チューター ?

テキスト 的場昭宏「マルクスだったらこう考える」

光文社新書

終わったあとは、軽くビールを

飲みながら、懇談します。(Y.M)

## ピンポン交流会

昨年好評であったピンポン交流会を今年も開きます。気軽に参加しましょう。服装自由、上履き運動靴(外履きの底を水洗しておきましょう)は必ず持ってきてください。ラケットなくても参加できます。

- 日時 3月18日(土)
- 10:00~12:00
- 場所 扇町プール 卓球場

参加希望者は組合事務所のホームページに記載するか、組合事務所まで連絡ください。

管理職ユニオン・関西

# みんな集まれ！ 恒例春の交流会 案内

信長の夢の跡 安土城と近江八幡 “水郷”めぐりの旅

平成18年4月9日(日)

参加費用 3000円(小学生は不要)

安土城びわ湖の湖畔、近江の地標高199mの安土山に織田信長は天下統一の拠点となる壮大な城を築かせた。ローマの教会を真似たといわれる5層7階の金箔瓦葺きの天守閣をはじめ、当時最高級の壮麗な城であったが、完成のわずか1年後、本能寺の変にて信長は死亡、城も焼かれたと伝えられる。

残額 約4000円はユニオン負担です！

4月9日(日): 日帰り

JR新大阪駅南側1階バス乗り場前(鉄道警察前あたり)集合(08:30) = 管理職ユニオン関西京滋事務所(09:30) = 安土城跡(11:00) 着後、ボランティアガイドの案内で 安土城跡に登ります(往復の所要時間2時間) その後、===近江八幡水郷めぐり貸切船3艘に分乗し、西の湖を遊覧(約1時間半)

船上にて「よしぶえ弁当」のご昼食 近江八幡発16:00 = JR京都駅 = JR大阪駅 解散



## 組合交流会の今後の予定

- 予定 5月中旬 ソフトボール練習会
- 決定 6月11日(日)ソフトボール大会 万博公園  
北大阪合同労組との交流ソフトボール大会
- 決定 6月17日(土)学習会 「働きすぎの時代」(仮題)
- 予定 6月中旬 第3回 ピンポン交流会
- 予定 9月中旬 ユニオン・派遣パート対抗ソフトボール大会

### 行政からの情報

#### 労働なんでもセミナー

- 日時 平成18年3月16日(木) 13時30分から16時まで
- 場所 エルおおさか南館5階ホール
- 内容 (1)個別労使紛争解決方法の多様化と今後の方向 講師 大学法学部 教授  
(2)「労働審判制度」の概要について 講師 地方裁判所 判事
- 定員 150名(先着申込順・参加費無料)
- お問合せ、お申込み先  
大阪府総合労働事務所 TEL 06-6946-2605
- 主催 大阪府総合労働事務所  
〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3  
エルおおさか南館3階  
TEL 06-6946-2606 FAX 06-6946-2635  
E-mail sogorodo@sbox.pref.osaka.lg.jp

#### 泉南地域労働なんでも相談会

- 日時 平成18年3月22日(水) 10時から16時まで
- 場所 岸和田市立労働会館(南海本線「岸和田駅」下車北東へ600m)
- 内容 相談専用ダイヤル 090-2190-7490・0724-23-8895  
面談での相談 直接会場へお越しください。  
弁護士相談もあります。13時から16時まで(要予約  
予約TEL 072-258-6533) ※無料、秘密厳守
- お問合せ先 大阪府総合労働事務所南大阪センター TEL 072-258-6533
- 主催 大阪府総合労働事務所、岸和田労働基準監督署、岸和田公共職業安定所  
泉佐野公共職業安定所、近畿ポリテクカレッジ、岸和田市、貝塚市、泉佐野市
- 協力 大阪府社会保険労務士会、阪南自治体労働行政協議会 泉南地域労働ネットワーク

## 誰も書かないメンタルヘルスの話

N

『この女性(ひと)となら死んでもいい...』そんなこと思ったことはありませんか？  
今から15年前、私はある医学会の出張で沖縄に行きました。帰路に着く前夜、台風が通過しました。私の搭乗する飛行機は台風通過後の一番機でした。空港の窓から空を見ると、灰色の雲がすごい勢いで流れ、ガラスに雨が激しくたたきつけられていました。

「あの...、怖くはありませんか？」深田恭子さんに似た若い女性でした。「そら、怖いですよ」「あの、もしよろしければ一緒に座っていただけませんか？」「いいですよ」

飛行機は1時間遅れで出発し、「シートベルト着用のサインは最後まで消えませんでした」途中、乱気流で底なしのエレベーターの様に下がったとき、どちらともなく手を握りました。『ああ、もうおしまいだ。でもこの女性となら死んでもいい...』飛行機が安定して手を離し手の甲に女性の爪あとが残っていました。翌日顔を洗うとき、手を見ると爪のあとはまだ残っていました。それほどの恐怖だったのです。

今回は、「不安」「不安障害」「社会不安障害」について書いて見たいと思います。

### 【社会不安障害(SAD)】

最近、「社会不安障害(SAD)の治験にご協力下さい」というテレビコマーシャルをご覧になった方も多いのではないかと思います。大勢の前で話をしたり、初対面の人と会うときたいいてい人は緊張してしまいます。しかし、その緊張が異常なほどひどく耐え難いものであったら... そのために人と前に出ることさえ苦痛になり、会社を休む日々が続いてしまう... それは、社会不安障害 Social Anxiety Disorder (SAD)なのかも知れません。

### 【こんな症状はありませんか？～SADチェック表】

人が周りにいると恐怖や不安を感じますか？ そのため通勤や通学が苦痛ですか？

人前で何かを行動したり話をすると、恥をかいてしまうのではないかという強い不安感がある。

過ちを犯してしまうことや、誰かに見られ、評価されることがとても怖い。

恥をかくことが恐ろしくて何かをしたり話しかけたり出来ない。

人に会うことになると、何日も何週間も悩む。

知らない人と一緒にいるときや、その前になると顔が赤くなったり、大量に汗をかいたり、震えたり、吐き気がする。

学校行事や人前で話すような社会的状況を避けることが多い。

これらの恐怖を追い払う為にしばしばアルコールを摂る。

該当する項目があったらあなたは、社会不安障害なのかも知れません。早めに診察を受けるようにしましょう。(米国精神保健研究所冊子より)

### 【SADはなぜ起こる～神経伝達物質のバランスが崩れるのが原因】

最新の研究では、扁桃体という脳の中心部にある器官が、不安や恐怖の発症と密接に絡んでいます。この扁桃体の興奮を緩和し恐怖症状の発現を抑えるのは、ギャバ神経とセロトニン神経です。これらの神経伝達物質のバランスが崩れてしまった為にSADが発症すると考えられています。

### 【SADと診断されたら治るのか？～大丈夫、治ります】

治ります。SADは脳内の神経伝達物質のバランスが崩れによる脳神経細胞の機能障害と考えられています。SSRIや抗不安薬などの薬と精神療法を用いて治療いたします。早めに専門医に相談しましょう。

### 【SADを治療しないとどうなるのですか？～うつ病を併発すると自殺は16倍】

アメリカの調査では、SADはうつやアルコール依存症、パニック障害などを引き起こす原因になるといわれています。この様な他の精神疾患との合併が6割近くにのぼります。また、自殺企図がSAD単独の場合は1%ですが、うつ病を併発すると16%にも達すると報告されています。

### 【SAD患者どう接するか、そのヒント】

自分の裁判の経験を通じて次のことを学びました。SADの当事者は『自分の悩みを理解して欲しい』と思っています。『自分ばかり悩んでつらいという孤独感を持っています』

だから、周囲の人は『孤独感』を与えないようにサポートしてあげることが必要です。私の場合、大勢の組合員が来てくれたことがサポートでした。『Nさん決して一人じゃないよ』『私たちが一緒に聞いてあげるよ』という暖かい眼差しがありました。

法廷に圧倒的な組合員がいると、ここは法廷でなくユニオンの事務所なんだと錯覚をしました。リラックスして尋問に望めました。私にとってはユニオンのメンバーは家族の様なものです。一般にSADの人

は家族には普通に接することが出来る...といいます。

本人がプレッシャーを感じずに社会生活を送れるようにサポートしてあげる。ユニオンにはそんな力がありました。

---

## 情報システム委員会からのお知らせ

### 2006年度 パソコン学習会

パソコンは操作すれば操作するほど、少しずつ上達します。まずは慣れることから始めましょう。初心者の方、大集合です。キーボードが打てなくても大丈夫。お気軽にご参加ください。組合事務所で楽しく勉強しましょう。又、当日お手伝い頂ける方も募集しています。可能な範囲でお互いを助け合いましょう。

**パソコン学習会 3月度** ★事務所まで電話で予約をお願いします。お気軽にご参加ください。

2006年3月26日(日) 13時~17時 (次回は4月23日)

場所：管理職ユニオン・関西事務所 インターネット・メール編 楽しく活用しよう。

### 情報システム委員会 スケジュール

4月度は4月5日(水)午後7時からです。5月度は5月10日(水)午後7時からです。